

## 日本支援者支援学会 賛助会員規程

### 第1条（目的）

本規程は、日本支援者支援学会（以下「本会」という）会則第5条に定める賛助会員に関し、その権利及び制限等について定める。

### 第2条（定義）

賛助会員とは、本会の目的に賛同し、その事業を財政的または活動的に支援する個人、団体または法人をいう。

### 第3条（登録）

賛助会員は、団体または法人名義で登録することができる。

2 賛助会員は、代表者1名を定め、本会に届け出るものとする。

### 第4条（権利）

賛助会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が主催する研究大会への参加（代表者1名）
- (2) 本会が発行する学会誌の購読
- (3) 本会が提供する情報の受領
- (4) その他理事会が認めた事項

### 第5条（大会参加費）

賛助会員の代表者は、研究大会に参加する場合、参加費を免除する。

### 第6条（制限）

賛助会員は、次の権利を有しない。

- (1) 総会における議決権
- (2) 役員選挙権および被選挙権
- (3) 学術発表
- (4) 本会の意思決定への関与

### 第7条（名称使用）

賛助会員は、本会の名称を使用する場合、事前に理事会の承認を得なければならない。

### 第8条（除名等）

賛助会員の資格停止または除名については、会則第10条の定めるところによる。資格の喪失については、会則第11条の定めるところによる。

## **第9条（改廃）**

本規程の改廃は理事会の議決による。

## **附則**

本規程は、2026年5月10日から施行する。